

## 第4章 良好な景観の形成に関する方針（景観法第8条第2項第2号）

### 1. 基本理念

やきもの散歩道地区の景観は、この地で今も“ものづくり”が受け継がれているとともに、まちなみに誇りを持つ人々が生活していることにより支えられ守られています。

こうしたことから、今後の景観形成に関する取組は、ものづくりや生活を続けることができるようなまちづくりと一体となって進めることが重要であり、「生産や生活の場を守り育てる景観まちづくり」を基本理念とします。

### 2. 将来の景観像

「1. 基本理念」を踏まえ、以下のとおり将来の景観像を定めます。

**焼き物の町を将来に伝えるため、誇りを持ってまちなみを守り育もう**

### 3. 基本目標と基本方針

「2. 将来の景観像」を実現するため、以下のとおり、「■」で示す基本目標及び「○」で示す基本方針を定めます。

#### <「焼き物の町を将来に伝える」ための基本目標と基本方針>

##### ■焼き物・ものづくりが息づくまちの継承を図る

- 焼き物などの創作・生産活動をする人々が暮らし続けられる環境づくり
- 新しい担い手や住まい手を迎える仕組みづくり
- 生活者と事業者が支え合い共に暮らせる地域づくり

#### <「誇りを持ってまちなみを守り育む」ための基本目標と基本方針>

##### ■焼き物の町としての景観保全を図る

- 景観を維持するのに大切なものは保全する
- 景観を阻害する建築物等の立地を抑える
- 景観の質をより高めるまちなみを創る

#### <安全・安心、快適に暮らせるための環境改善の基本目標と基本方針>

##### ■迅速な緊急活動ができる町への改善を図る

- 緊急活動に対する施策を充実する

##### ■景観保全との調和に配慮しつつ居住環境の改善を図る

- まちなみ保全に重要な建物についてはできるだけ外観を維持しつつ修繕等を行う